

(お知らせ)
避難区域等における沢水モニタリングの測定結果について
(平成24年12月～平成25年2月採取分)

<福島県政クラブ同時発表>

平成25年3月26日(火)
環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官室
代 表:03-3581-3351
直 通:03-5521-9260
参 事 官:牧谷 邦昭(7501)
参事官補佐:根木 桂三(7526)
担 当:下平 剛之(7527)
担 当:泉 知行 (7539)
水環境課
直 通:03-5521-8316
課 長:北村 匡 (6610)
課長補佐:古田 哲央(6614)
担 当:佐藤 勝彦(6628)

環境省では、避難区域等の住民の不安解消に向けた対策の一環として、平成24年12月より、住民が飲用する沢水のモニタリングを実施しているところです。
今般、平成24年12月～平成25年2月の測定結果について取りまとめましたので、公表します。

1. 調査概要

(1) 調査対象

福島県内の避難区域等のうち、要望のあった8市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、田村市、浪江町、楡葉町、広野町)において住民が飲用する沢水です。

※飯舘村、田村市については平成25年3月から採水を開始しており、現在測定中です。

(2) 調査内容

以下の頻度で沢水を採水し、放射性物質濃度(放射性セシウム(Cs134、Cs137))の測定を実施しました。

- ・毎月の採水 約100箇所(うち、約90箇所については3月から採水を開始)
- ・自動採水装置による毎日の採水 12箇所(うち、1箇所については3月から採水を開始)

2. 結果概要

調査箇所のうち、平成24年12月～平成25年2月に採取を行った約700検体(毎月の採水約10箇所、毎日の採水11箇所)を検査したところ、Cs137について、葛尾村において1検体で1.3Bq/L、川内村において1検体で1.2Bq/Lの検出が見られましたが(Cs134については、いずれも不検出)、その他の地点、検体では放射性セシウムは不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

また、Cs137の検出が見られた検体について、1 μ mガラス繊維ろ紙によりろ過し、再度測定した結果、全検体で放射性セシウムは不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

<参考1>

食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(飲料水) (平成24年3月15日厚生労働省告示第130号)

放射性セシウム(Cs134、Cs137 合計):10Bq/L

水道水中の放射性物質に係る目標値(水道施設の管理目標値) (平成24年3月5日付け健水発0305第1号厚生労働省健康局水道課長通知)

放射性セシウム(Cs134、Cs137 合計):10Bq/L

<参考2>

○毎月の採水状況の例(広野町)



○自動採水装置の設置例(川内村)



3. 今後の予定

平成25年度についても、引き続き、沢水モニタリングを実施することとしています。

今後の測定結果については、随時ホームページ上で更新いたします。

http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-mr.html